

## 蒲郡市汚水ポンプ施設設置事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自然流下で汚水を公共下水道に排除することが困難な家屋等（低地であるため、又は水路等が障害となるため、排除が困難となる家屋等をいう。）において、公共下水道を利用するために汚水ポンプ施設を設置する者に対して補助金を交付することにより、公共下水道の利用を促進し、生活環境の向上と公共用水域の水質の保全を図るため、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「補助金等交付規則」という。）に定めるもののほか、蒲郡市汚水ポンプ施設設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水ポンプ施設 汚水を公共下水道に排除するため、建築物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）が設置する施設（建築物の地階から排出される下水を排除するために必要な場合を除く。）で、汚水槽、汚水ポンプ及びこれに伴う電気設備等をいう。
- (2) 低地 地盤が低い等のために、自然流下で汚水を公共下水道に排除することができない土地（所有者等の都合により、人為的に低位置となった土地を除く。）をいう。

### (補助要件等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えているものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域又は処理予定区域（処理区域とするための整備工事が現に行われている区域をいう。）に建築物を有し、又は建築しようとする者で、蒲郡市下水道条例第3条第1号に規定する排水設備工事と併せて汚水ポンプ施設を設置しようとする者であること。
- (2) 当該土地の所有権及びその他の権利を有する者が、汚水ポンプ施設の設置について承諾していること。

(3) 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

2 補助金の再交付を受けることができる者は、前項の要件を備えているほか、第7条の規定による交付決定を受けた汚水ポンプ施設が、耐用年数の7年を経過したこと又は特殊な環境条件により機能維持が困難になったことを要件とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(補助対象工事)

第4条 補助対象工事は、汚水ポンプ施設設置に伴う工事（1宅地につき1ヶ所）で、次のとおりとする。

- (1) 汚水ポンプ設置工事及びこれに伴う電気設備工事
- (2) 汚水槽築造工事
- (3) 汚水ポンプ更新工事費

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助対象工事の総費用額とする。ただし、上限額は次の表のとおりとする。

家屋等の形態		上 限 額
一般家庭及び工場等		570,000 円
集 合 住 宅	2戸	1,240,000 円
	3～4戸	1,710,000 円
	5～7戸	1,810,000 円
	8戸以上	1,900,000 円

2 補助金額は、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金

交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事費見積書の写し
- (3) 排水設備工事にかかる平面図及び構造図
- (4) ポンプ、排水槽の型式、能力を記載した資料

2 補助金の再交付を受けようとする者（以下「再申請者」という。）は、補助金再交付申請書（第2号様式）に前項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者及び再申請者に通知するものとする。

（変更交付申請等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、申請の内容を変更（中止の場合を含む。）しようとするときは、速やかに補助金変更交付申請書（第4号様式）を市長に提出しその承認を得なければならない。ただし、補助金額の変更を伴わない軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の変更を承認した場合は、補助金変更決定通知書（第5号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは補助事業実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した費用の請求書及び領収書の写し
- (2) 補助事業の施行前後の写真
- (3) 排水設備工事完了に伴う平面図及び汚水ポンプ施設構造図
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して2週間を経過した日又は補助事業の交付決定を通知した日の属する年度の末

日のいずれか早い時期までとする。

(検査及び交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の審査及び施設の検査を行い、適当であると認めるときは、補助金確定通知書（第7号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条により、補助金の額の決定の通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受領したときは、審査のうえ補助金を交付する。

(交付決定の取消又は補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) 補助事業の要件を満たさないとき。
- (6) その他市長が補助金の運用を不相当と認めるとき。

2 前項の規定により、補助金を返還させる場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、補助金等交付規則第20条に規定する補助金等の返還の例による。

(維持管理)

第13条 補助事業者は、補助を受けて設置した汚水ポンプ施設が正常に機能するよう適正に維持管理しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の蒲郡市污水ポンプ施設設置事業補助金交付要綱（平成7年4月1日）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。